

未利用公共施設利活用への支援制度

市では、健全な行政運営の推進・地域の活性化・雇用機会の確保を図るため、未利用公共施設を活用し事業を行う法人等に対して支援を行います。

譲渡・貸付への支援

	経過期間	
	1年～3年	4年～10年
貸付	無償貸付	【減額貸付／固定資産税相当額】
		貸付料 建物：評価額×1.4% 土地：評価額×1.4%
		【参考：ここまでの貸付料】
		貸付料 建物：評価額×6.0% 土地：評価額×4.0%
譲渡	【建物の減額譲渡】 評価額の10分の1の価格 ※土地の減額譲渡はありません	

継続

11年目以降

経過期間	
11年目以降	
貸付	【減額貸付／固定資産税相当額の2倍】
	貸付料 建物：評価額×2.8% 土地：評価額×2.8%
【建物の無償譲渡】	
【土地の減額譲渡】 評価額の10分の1の価格	

※未利用公共施設等利活用促進条例に基づく奨励措置

補助制度による支援(検討中)

施設等改修・機器購入等への支援

【施設改修等支援事業補助金】

■補助対象経費 施設の改修費・機械・機器等の購入費用

■補助率・補助限度額

利用区分	補助率	補助限度額
譲渡の場合	2 / 3 以内	施設取壊費用想定額の2分1以内の額
貸付の場合	1 / 2 以内	施設維持管理経費の10年分の想定額

■補助対象期間 最初の補助申請の年度から5年度間

固定資産税相当額への支援

【租税軽減支援事業補助金】

■補助対象経費 当該施設の利用に係る固定資産税相当額（償却資産を除く）

■補助上限額

■補助率 定額（譲渡により土地・建物を取得した場合のみ適用）

■補助対象期間 最初の補助申請の年度から3年度間

※未利用公共施設等利活用促進施設整備等補助金交付要綱(検討中)により補助

※本補助金については、市議会の予算の議決をもって実施することとなります